

食鳥処理場における鳥インフルエンザ発生時などの対応について

誌名	鶏病研究会報
ISSN	0285709X
著者名	金子,明誉
発行元	鶏病研究会
巻/号	55巻
掲載ページ	p. 23-31
発行年月	2019年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



食鳥処理場における鳥インフルエンザ発生時などの対応について

金子 明 誉

農林水産省消費・安全局動物衛生課,
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

要 約

食鳥処理場において高病原性鳥インフルエンザや低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、養鶏場と同様、円滑な防疫措置による迅速な封じ込めが求められる。また、本病発生時には、まん延防止の観点から、周辺の養鶏場や食鳥処理場、GPセンター、孵化場などの施設に移動や搬出に一定の制限が課せられる。本病の早期封じ込めのためには、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき実施されるこれらの措置を関係者が十分に理解した上で、密に連携することが重要である。

キーワード：防疫措置，移動制限，食鳥処理場，特定家畜伝染病防疫指針，鳥インフルエンザ

はじめに

高病原性鳥インフルエンザは、わが国で79年ぶりとなる2004年1月に発生して以降、断続的に発生が認められ、発生時には、その伝播力の強さおよび高致死性から、ひとたびまん延すれば養鶏産業に及ぼす影響は甚大である。過去の発生事例においては、養鶏場での発生だけでなく、食鳥処理場においても発生が認められている。本病のまん延防止のためには、食鳥処理場において発生した場合においても、養鶏場で発生した場合と同様、円滑な防疫措置による迅速な封じ込めを行うことが重要であり、食鳥処理場やGPセンター、孵化場などが発生農場の周辺に所在する場合には「家畜伝染病予防法第32条」に基づく移動制限又は搬出制限により、流通に与える影響も少なからず生じることとなる。

本稿では、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）に基づく、食鳥処理場において本病が発生した場合の対応に加え、制限区域内に食鳥処理場などが所在する場合の対応についても示すこととしたい。

1. 食鳥処理場における発生時の対応

1) 病性の判定

食鳥処理場においても、養鶏場における場合と同様、指針に基づき病性を判定することとなる。すなわち、指針に基づき、異常家きんが認められた場合には、死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果

により判定する。具体的には、指針に基づき患畜又は疑似患畜と判定することになるが（表1）、食鳥処理場においては、主に、①食鳥処理場において異常家きんが認められ、簡易検査で陽性となり遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特定の遺伝子が検出された場合、②食鳥処理前の生きた鶏が食鳥処理場に所在していて、出荷元の養鶏場で疑似患畜が確認された場合に本病の発生となる。

2) 防疫措置

食鳥処理場において家きんが本病の患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、養鶏場での対応と同様、当該処理場において、以下の防疫措置を講じることとなる。

ア 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第16条に基づくと殺

原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。なお、早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分が重要であるため、24時間という殺処分における一定の目安を示しており、この時間は、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定したものである。

イ 法第21条に基づく死体の処理

患畜又は疑似患畜の死体については、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に焼却し、又は発生した食鳥処理場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を食鳥処理場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協

表 1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜

高病原性鳥インフルエンザ	
(1) 患畜	ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん イ 遺伝子検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA 領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん
(2) 疑似患畜	ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん (ア) 患畜又は疑似患畜（イ（(ア)を除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査により A 型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん (イ) 遺伝子検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん (ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査により H5 若しくは H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 又は H7 亜型であることが確認された家きん (エ) 血清抗体検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん オ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん カ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん
低病原性鳥インフルエンザ	
(1) 患畜	分離されたウイルスが H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん
(2) 疑似患畜	ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん イ 血清抗体検査により A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において採材した検体についての遺伝子検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査により H5 又は H7 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又は HI 試験により H5 若しくは H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場 エ 血清抗体検査により H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん ク 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

議の上、病原体拡散防止のための措置を講じる。具体的には、① 原則、死体の運搬に密閉車両又は密閉容器の使用（これらが無い場合には運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した

後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。）、② 積み前後の車両表面全体の消毒、③ 原則として他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートの設定、④ 移動中の消毒ポイントにお

ける運搬車両の十分な消毒, ⑤ 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行, ⑥ 運搬後の車両及び資材の消毒, ⑦ 移動経過の記録, 保管, である。

焼却又は埋却による処理が困難な場合には動物衛生課と協議の上, 化製処理を行うことが可能であり, この場合には, 移動時に上述の病原体拡散防止の措置を講じた上で, 化成処理後の埋却は原則として食鳥処理場周辺において実施する必要がある。化製処理も困難な場合には, 病原体の拡散防止に万全を期しつつ, 発酵による消毒を行うものとする。なお, と殺と同様, 早期の封じ込めのためには患畜又は疑似患畜の迅速な処理が重要であることから, 72 時間という処理における一定の目安を示しており, と殺の項で記載したと同様の飼養規模 (肉用鶏平飼いで 5~10 万羽, 採卵鶏ケージ飼いで 3~6 万羽) を想定したものである。

ウ 法第 23 条に基づく汚染物品の処理

発生した食鳥処理場内における排せつ物, 敷料, 飼料その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品は, 汚染物品として, 原則として焼却し, 又は発生した食鳥処理場若しくはその周辺 (人家, 水源, 河川及び道路に近接しない場所であって, 日常, 人及び家きんが接近しない場所に限る。) において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には, 動物衛生課と協議の上, 化製処理又は消毒を行う。

やむを得ず汚染物品や化製処理後の産物を食鳥処理場から移動させる必要がある場合には, 動物衛生課と協議の上, 死体と同様, 移動に際し病原体拡散防止のための措置を講じる必要がある。

エ 法第 25 条に基づく食鳥処理場の消毒

と殺の終了後, 食鳥処理場内において患畜又は疑似患畜が所在した場所を家畜伝染病予防法施行規則第 30 条の規定に定められた基準に従い消毒する。

養鶏場においては, 1 週間間隔で 3 回以上実施することとされているが, 食鳥処理場においては, 家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄した上で, 1 回以上の消毒をもって消毒の完了とすることが可能である。

消毒は, 次亜塩素酸ナトリウム液, アルカリ液, ホルムアルデヒド, クレゾール液, 逆性石けん液, 高温蒸気等を用いて行うこととし, 家畜衛生部局や公衆衛生部局が連携して実施する。具体的には, 家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所の消毒を, 公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心に消毒を実施する。

2. 移動制限区域または搬出制限区域に食鳥処理場などが所在する場合の対応

1) 食鳥処理場で発生した場合の制限区域の設定

食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエン

ザの患畜又は疑似患畜と判定された場合には, 都道府県は, 動物衛生課と協議の上, ① 原則として, 当該食鳥処理場を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域について, 移動制限区域として設定する (搬出制限区域は設定しない)。② 患畜又は疑似患畜と判定された家きんの出荷元の農場を中心として, 動物衛生課と協議の上, 原則として当該農場を中心とした半径 3 キロメートル以内の区域について移動制限区域として設定するとともに, 当該農場を中心とした半径 10 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について, 搬出制限区域として設定する。

2) 農場で発生した場合の制限区域の設定

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

(ア) 移動制限区域

原則として, 発生農場を中心とした半径 3 キロメートル以内の区域について, 移動制限区域として設定する。

(イ) 搬出制限区域

原則として, 発生農場を中心とした半径 10 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について, 搬出制限区域として設定する。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

(ア) 移動制限区域

原則として, 発生農場を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域について, 移動制限区域として設定する。

(イ) 搬出制限区域

原則として, 発生農場を中心とした半径 5 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について, 搬出制限区域として設定する。

3) 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は, ① 生きた家きん, ② 家きん卵, ③ 家きんの死体, ④ 家きんの排せつ物等, ⑤ 敷料, 飼料, 家きん飼養器具であるが, 家きん卵については, GP センター等で既に処理されたものが, 敷料, 飼料, 家きん飼養器具については, 農場以外からの移動は制限の対象外となる。

移動制限区域内においては, ① 食鳥処理場における新たな家きんの受入, ② GP センターにおける新たな食用卵の受入, ③ 孵卵場における新たな種卵の受入, ④ 品評会等の家きんを集合させる催物が制限の対象となるが, GP センターにおいては, 家きん舎の取卵ベルトとラインが直結しているような GP センターにおける併設家きん舎からの受入については対象外となる。この場合, 併設家きん舎における臨床検査, 遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認されるまでは当該 GP センターからの食用卵の出荷を行わないことが求められる。ふ卵場においては, ふ卵業務は継続できるが, ふ化した初生ひなの出荷は制限の対象となる。

表 2. 食鳥処理場等の再開要件

食鳥処理場	<p>ア 車両消毒設備が整備されていること。</p> <p>イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。</p> <p>ウ 定期的に清掃及び消毒をしていること。</p> <p>エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。</p> <p>オ 再開時に遵守すべき事項を遵守する体制が整備されていること。</p> <p>カ (食鳥処理場で発生した場合) 場内の消毒が完了していること。</p>
GPセンター	<p>ア 車両消毒設備が整備されていること。</p> <p>イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。</p> <p>ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。</p> <p>エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。</p> <p>オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。</p> <p>カ 再開時に遵守すべき事項を遵守する体制が整備されていること。</p>
ふ卵場	<p>ア 車両消毒設備が整備されていること。</p> <p>イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。</p> <p>ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。</p> <p>エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。</p> <p>オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。</p> <p>カ 再開時に遵守すべき事項を遵守する体制が整備されていること。</p>

表 3. 食鳥処理場等の再開時の遵守事項

食鳥処理場	<p>ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。</p> <p>イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。</p> <p>ウ 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。</p> <p>エ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家さんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。</p> <p>オ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。</p> <p>カ 搬入した家さんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。</p> <p>キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。</p> <p>ク 搬入した家さんは、農場ごとに区分管理すること。</p> <p>ケ 家さん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。</p>
GPセンター	<p>ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。</p> <p>イ 家さん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。</p> <p>ウ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。</p> <p>エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。</p> <p>オ 搬入した家さん卵は、農場ごとに区分管理すること。</p> <p>カ 家さん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。</p>
ふ卵場	<p>ア 指針第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。</p> <p>イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。</p> <p>ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。</p> <p>エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。</p> <p>オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。</p> <p>カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。</p> <p>キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻くん蒸等により消毒すること。</p> <p>ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。</p> <p>ケ ふ卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。</p> <p>コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。</p>

なお、汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場については、移動制限区域内にあるかどうかに関わらず、新たな種卵の受入の停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を講じる必要がある。

4) 食鳥処理場等の再開要件

移動制限区域内に所在する食鳥処理場、GPセンター及びふ卵場は、動物衛生課の協議の上、一定の要件（表2）を満たせば事業を再開することができる。再開後には一定の事項の遵守が求められる（表3）、都道府県が遵守してい

ないことを確認した場合には、事業の実施を再度禁止することとなる。

5) 制限の対象外

一定の要件を満たした場合、制限区域内から家きん、家きん卵、種卵、初生ひな等を食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等へ移動することが可能（表4、表5）である。いずれの場合も、動物衛生課との協議が必要となる。早期の封じ込めを行いながら、流通等への影響を最小限にするためにも、都道府県においては、要件をよ

表 4. 移動制限・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん	食用卵	種卵	ひな (移動制限区域 内の種卵由来)	ひな (移動制限区域 外の種卵由来)
		農場→ 食鳥処理場	農場→ GPセンター	農場→ふ卵場	ふ卵場→農場	ふ卵場→農場
移動制限区域	移動制限区域	△ (1)	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
	搬出制限区域	×	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
	制限区域外	×	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
搬出制限区域	移動制限区域	△	△	△	△ (3)	△ (5)
	搬出制限区域	○	○	○	△ (3)	○
	制限区域外	△ (5)	△ (5)	△ (5)	△ (3)	△ (5)
制限区域外	移動制限区域	△ (6)	△ (6)	△ (6)	△ (3)	△ (6)
	搬出制限区域	○	○	○	△ (3)	○
	制限区域外	○	○	○	△ (3)	○

○：条件なしで移動可能，△：条件付きで移動可能，×：移動不可
(数字は表5の数字と対応。)

表 5. 制限の対象外とするための要件

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷	動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の事業を再開した食鳥処理場にのみ出荷が可能。(移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。)
① 出荷の要件	<p>ア 当該農場について、指針に基づく発生状況確認検査により陰性が確認されていること。</p> <p>イ 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。</p> <p>なお、遺伝子検査は、出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。</p>
② 移動時の措置	<p>ア 食鳥処理をする当日に移動させる。</p> <p>イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異常がないか確認する。</p> <p>ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。</p> <p>エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。</p> <p>オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。</p> <p>カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。</p> <p>キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。</p> <p>ク 移動経過を記録し、保管する。</p>
(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷	動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の事業を再開したGPセンター並びに搬出制限区域内及び制限区域外のGPセンターに出荷が可能。
① 出荷の要件	<p>なお、制限区域内の家きん卵で、GPセンターを経由せず直販初冬で販売する場合は、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することによりGPセンターへの出荷とみなすことができる。</p> <p>当該農場について、臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性が確認されていること</p>
② 移動時の措置	移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
(3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなのお荷	動物衛生課との協議の上、移動制限区域内の農場の種卵は、一定の要件を満たしたふ卵場又は検査等施設に出荷が可能。同様に、当該種卵から生まれた初生ひな（出荷先の農場の所在地は問わない。）のお荷及び初生ひな（出荷元の農場の所在地は問わない。）の移動制限区域内の農場への出荷も可能である。
① 出荷元の農場の要件	ア 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認していること（移動制限区域内のふ卵場）
② 出荷先のふ卵場、検査等施設の要件	<p>ア 事業を再開したこと。</p> <p>イ 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。）を（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。</p> <p>a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者が確認されていないこと。</p> <p>b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。</p> <p>c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。</p> <p>(a) 臨床検査</p> <p>(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査</p> <p>(移動制限区域外のふ卵場)</p> <p>(ア) ふ卵場の再開要件（表3）のいずれにも該当すること及び再開時の遵守事項（表4）を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。</p> <p>(イ) イに該当すること。</p> <p>(移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設)</p> <p>ア 施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。</p> <p>イ 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。</p>

<p>③ 当該種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）の措置</p>	<p>ア 密閉車両を用いる。 イ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。 ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。 カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 キ 移動経過を記録し、保管する。</p>
<p>(4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）</p>	<p>事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものが対象。 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷が可能。</p>
<p>① 移動時の措置</p>	<p>ア 密閉車両を用いる。 イ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。 ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 オ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。 カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 キ 移動経過を記録し、保管する。</p>
<p>(5) 搬出制限区域内からの出荷</p> <p>対象物品：家さん、種卵も含む家さん卵及び初生ひな 出荷先：食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等</p> <p>ア 家さん</p> <p>① 移動時の措置</p> <p>イ 家さん卵（種卵を含む）</p> <p>① 移動時の措置</p> <p>ウ 初生ひな</p> <p>① 移動時の措置（移動制限区域内の農場への移動に限る）</p>	<p>搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の以下の施設に出荷することが可能。</p> <p>動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の食鳥処理場に出荷が可能。 移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 動物衛生課との協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の GP センター、ふ卵場、又は検査等施設（〇〇に該当するものに限る。）に出荷が可能。 移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 動物衛生課との協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷が可能。</p> <p>ア 密閉車両を用いる。 イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。 ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。 オ 移動経過を記録し、保管する。</p>
<p>(6) 制限区域内外の出荷</p> <p>対象物品：家さん、種卵も含む家さん卵及び初生ひな 出荷先：食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等</p> <p>ア 家さん</p> <p>① 移動時の措置</p> <p>イ 家さん卵（種卵を含む）</p> <p>① 移動時の措置</p> <p>ウ 初生ひな</p>	<p>搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。動物衛生課との協議の上、移動制限区域内の以下の施設に出荷が可能。</p> <p>動物衛生課との協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷が可能。 移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 動物衛生課との協議の上、移動制限区域内の GP センター、ふ卵場又は検査等施設（(3) の ① のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる。 移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。 動物衛生課との協議の上、他の農場等を経由しないで出荷が可能。</p>

① 移動時の措置	<p>ア 密閉車両を用いる。</p> <p>イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。</p> <p>ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。</p> <p>エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。</p> <p>オ 移動経過を記録し、保管する。</p>
(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動	<p>発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異常がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等に移動することができる。</p>
① 移動時の措置	<p>ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。</p> <p>ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。</p> <p>エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。</p> <p>オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。</p> <p>カ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。</p> <p>キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。</p> <p>ク 移動経過を記録し、保管する。</p>
② 焼却又は化製処理時の措置	<p>ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。</p> <p>イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。</p> <p>ウ 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。</p>
(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動	<p>動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に家きんの死体を移動制限区域内の焼却施設等に移動させることが可能。</p>
① 移動時の措置	<p>ア 移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにすること。</p> <p>イ 移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。</p>
② 焼却又は化製処理時の措置	<p>ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。</p> <p>イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。</p> <p>ウ 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。</p>

く理解した上で、速やかに協議を行うことが重要である。

おわりに

このように、高病原性鳥インフルエンザなどの発生時には、食鳥処理場においても、円滑な防疫措置が必要となるだけでなく、移動制限等の影響を受けることとなる。本病の速やかな封じ込めを行う上では、養鶏場だけでなく、食

鳥処理場を初めとする流通関係施設においても、関係者が発生時にどのような対応が必要になるかを十分理解した上で、密に連携することが重要である。このためには、平時から、家畜保健衛生所を中心として、養鶏農家や食鳥処理場など、養鶏関係の施設、機関が連携して防疫の意識を高く保つとともに、有事の際には迅速かつ円滑な封じ込めを実施するよう、願います。

Response during Avian Influenza Outbreak in Poultry Processing Plants

Akinori Kaneko

Animal Health Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries, 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8950, Japan

Summary

When highly pathogenic avian influenza or low pathogenic avian influenza occurs at a poultry processing plant, as in poultry farms, prompt containment by quarantine measures is required. In addition, when this disease occurs, to prevent its spread, certain restrictions are imposed on movement and transportation to facilities such as poultry farms, poultry processing plants, egg grading and packing centers, and hatcheries. For early containment of the disease, the parties concerned should understand the importance of cooperating with these measures, which are implemented based on the "Guideline for specific domestic animal infectious diseases control concerning highly pathogenic avian influenza and low pathogenic avian influenza."

(J. Jpn. Soc. Poult. Dis., 55 (Suppl), 23-31, 2019)

Key words : avian influenza, epidemic measures, guidelines for specific domestic animal infectious diseases control, movement restrictions, poultry processing plants